後期高齢者医療制度のお知らせ
～平成23年度の保険料のお支払いについて～

■ 平成23年度保険料の計算方法（保険料率は平成22年度と変わりません）

均等割【1人あたりの額】44,192円	＋	所得割【本人の所得に応じた額】（平成22年中の所得－33万円）× 10.28%	＝	1年間の保険料（100円未満切り捨て）

○１年間の保険料の上限額は50万円です。
○年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

★平成23年度の保険料額につきましては、６月に個別にお知らせしますので、ご確認ください★

■ 保険料の軽減について

①均等割の軽減（年額）
●軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
●被保険者ではない世帯主の所得も、判定の対象となります。

《所得に応じて、均等割44,192円が以下のとおり軽減されます》

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	均等割の年額
33万円かつ被保険者全員が所得０円（年金収入のみの場合、受給額80万円以下）	９割 軽減	【年額】 4,419円（39,773円軽減）
33万円	8.5割 軽減	【年額】 6,628円（37,564円軽減）
33万円＋（24万５千円×世帯主以外の被保険者数）※単身世帯の方は該当しません	５割 軽減	【年額】22,096円（22,096円軽減）
33万円＋（35万円×世帯の被保険者数）	２割 軽減	【年額】35,353円（8,839円軽減）

②所得割の軽減
●被保険者個人の所得で計算します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	５割 軽減

③被用者保険の被扶養者だった方の軽減
●この制度に加入したときに、被用者保険の被扶養者だった方については、所得割はかからず、均等割が９割軽減となります。

■ 保険料の減免

● 保険料のお支払いが困難な場合は、役場保健福祉課福祉係へご相談ください。
災害、失業等による所得の大幅な減少、その他特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免を受けられる場合があります。

～保険料のお支払いを、口座振替に変更することができます～
口座振替への変更を希望される方は、役場保健福祉課福祉係へ

【お申し出の際に必要なもの】 ～ご本人の保険証、預金通帳とお届け印～

問い合わせ先	北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011－290－5601
	役場保健福祉課福祉係 ☎56－2111（内線287）